

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 5 年 3 月 1 4 日 ( 木 )

杉 並 区 議 会

## 目 次

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を 求める意見書について .....	3
予算・決算特別委員会審査用資料の取り扱いについて .....	4
アメリカ合衆国による新型核実験への対応について .....	6
子宮頸がんワクチンの接種事業の再考と副反応被害者に対する救済体 制を整えることを求める意見書について .....	8
会派控室の書庫等の転倒防止用具の設置について .....	10

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成25年3月14日(木)	午後5時~午後5時36分
場 所	第2委員会室	
出席理事 (6名)	理事 富本 卓 理事 渡辺 富士雄 理事 原田 あきら	理事 大熊 昌巳 理事 小川 宗次郎 理事 小松 久子
欠席理事		
理事以外の 出席議員	議長 井口 かづ子	副議長 島田 敏光
出席理事者		
事務局職員	事務局 長 与島 正彦 庶務係 長 高橋 正美 議会担当係 長 井口 隆央 議会担当係 長 杉原 正朗	議事係 長 野澤 雅己 庶務係 主査 横山 淳二 庶務係 主査 小塩 尚広 庶務係 書記 小野 和貴



富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書について》

富本理事 本日は、この前ご提案のあった「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書についてだが、持ち帰りになっていた各会派の意見を伺いたい。

大熊理事 いただき文書、読んだが、ちょっと文章全体が意味のわからないところがあり、もう一度ははっきりと書き直さないと、これは意見書として提出ができないというようなところがある。

富本理事 総括的に我が会派としては意見書提出には同意できないということ。同意できない理由だけ簡単に。

大熊理事 何回も文章を読み直しているが、これでは意見書としては通らないというところがあり、私どものほうはこれは意見書として提出しないほうがいいということ。

渡辺理事 うちも同じで、意見書としてはやめたほうがいいだろうと。

理由としては2つあって、1つは、意見を中身、「支援対象地域」というのはこれでいいかどうかというのもこちらで決めることではない。現状をもっと厳しくしてくれというのがあり、この辺の考え方はいろいろある。

それと同時に、これは3党合意で成ったわけで、この件についても、しっかり党本部のほうに上げた。私たちなりの話も持っていつているので、ちょっと中身も含めて乗れない、同意できない。

小川理事 要望の1点目の部分で、いろいろと話があったが、1、2、3があって、2、3は本文にある、1が本文にないということで、それが第1点。

それから、1ミリシーベルトということもいろいろと話し合った。いろいろと調べてみると、世界保健機関(WHO)のさまざまな検証結果によって5倍になっても健康被害がないという発表もしておることをかんがみると、1番についてはなかなか難しいという意見が多くあり、提出には至らないという結論。

原田理事 端的に申し上ると、幾つか文章上の訂正というか改善をしてあれば、賛成。

富本理事 私のほうからも補足すると、我が会派としては、基本方針を策定することはもう既に書いてあるので、3番についても、各自治体の対応であり、自治体間でやることなので、杉並区がどうこう言うことではないという判断。この意見書は杉並区議会とし

て出すにはなじまないという意見で、意見書の提出は同意しないという意見。

ネみは、今そういう意見が各理事から出て、残念ながら3会派は同意しないということになったので、理事会で全会一致とならなかった。については、意見書は提出しないということになるが、よろしいか。

小松理事 今の話は、文言の修正ということでクリアできることなのかどうか、もう一度確認したい。もしそうであるならば、歩み寄りしたい。

ちなみに、この文章のままで三鷹市では全会一致で採択が決まった。それから、文章の細かいところについては全く同じものかどうかチェックはまだできていないが、少なくともこの趣旨、原発子ども・被災者支援法について、早期実施を求めているというような内容の、同様の趣旨の意見書は、北は札幌から南は福岡まで、自治体で提出されている。

東京都内では三鷹、武蔵野、小金井、東久留米、東村山、西東京、皆、市部だが、議決されている。文言の修正ということで、もしできるものなら、お伺いしたい。

渡辺理事 法律をつくった政党としての責任もあると思う。なかなか具体的な実施がされていないという現実があるので。そういう意味では、自公は政権与党ということで、そういう責任の上において、私のほうから、これについては党本部を通じて話を上げた。ということからすると、直接そこに働きかけるほうが、実効力があるだろうと思っているので、要望に特に賛同する必要もないと思っている。

富本理事 私どもも同様の意見で、文言をやるといっても、1ミリシーベルトの問題とかのことについてもどうなのか、見解の違いもあるということも感じる。それから基本方針については、現在政府で策定に向けた検討が進められているので、それを待つしかない。これはちゃんと、我が会派も自民党の東京本部に確認をしているので、武蔵野とか小金井がどういう対応をとられたか私はわからないが、私どもとしては一応ちゃんと小松理事からの提案に関しては、私どもの会派として責任を持って対応させていただいた結果、不同意だということでご理解をいただきたい。

では、いろんな思いがあるとは思いますが、各会派から意見を賜って理事会での一致とはならなかったなので、意見書は提出しないということでもよろしくをお願いをする。

#### 《予算・決算特別委員会審査用資料の取り扱いについて》

富本理事 続いて、予算・決算特別委員会審査用資料の取り扱いについて、事務局から説明願う。

議会事務局長 それでは、私のほうから説明をする。

今回の予算審査資料の請求数は602件、取り下げ38件、最終的には555件の資料を配付した。その中で、取り扱いにおいて少し不明瞭な取り扱いが2件あったので、報告する。

1つ目は、資料請求のあった資料を加工したものを、事前承諾なく議員のホームページに掲載した事例があった。

それから2つ目は、ある所管課に来庁した区民が予算審査資料をそのまま大量に持っていた、そしてカウンターでいろんなやりとりがあったという。予算資料が直接区民の手に渡っている、このようなことがあったということから、審査用資料は予算審査の目的のため作成している資料であり、一般に公表しているものではないので、ご議論いただければということでの報告である。

富本理事 この件については、今報告があったとおり、1つは予算審査資料を、これは決算もそうだが、今回の場合は予算審査資料を承諾なしに加工してホームページに掲載した、それから予算審査資料をそのまま区民に提供したということがどうなのかということが問題点として指摘している。

区としても、提供している目的が違うということにもなるし、議会基本条例の特別委員会の中でも、資料請求のことについてはあくまでも、絶対に資料を提示しなければいけないという義務的なものではなくて、行政と議会との信頼関係の中で一定の予算審査資料の提供ということにいただいている現実というか、そういう形になっているので、この辺をかんがみると、どうなのか、いかがなものかということを感じる。この辺は事務局から私のほうに報告があったので、この理事会で取り上げたが、何か意見はあるか。

渡辺理事 資料は各会派が独自でやっているから、その持っている資料を見れば、どこの会派、だれかというのはわかるのか。

富本理事 資料ナンバー、あとホームページということになると、どなたのホームページかはわかる。

渡辺理事 要するに、目的外使用ということ。本来は予算特別委員会の中で質問をするための資料である。だから、厳密なルールはないにしても、それはきちっと行政側との取り決めをしっかりと守るべきだと思うし、もしそういう会派がわかっているのであれば、あえて聞いたほうがいいのか聞かないほうがいいのかわからないが、しっかりと、議長からになると思うが、申し入れをしてもらったほうがいいのかと思う。

富本理事 こういうことになると、理事者側が、資料の提出を求めても提出しないということにもなりかねない。信頼関係が崩れると、もう資料を出さないということにもなりかねないので、それはどなたがおやりになったか知らないが、その方のおかげで全員が、言葉は悪いですが被害というか、資料がなくなると、より実のある予算審査、決算審査

にも支障が出てしまうので、ここはそういうことも含めて善処するべきであろうし、この場である程度そういうことを確認したいということで取り上げさせていただいた。

あくまでも予算、決算については、資料請求についてはそういう形のものなので、そのまま、事前承諾もなくホームページに載せたり、あと資料をそのまま区民に渡してそれが使われるというようなことは慎んでいただきたいということを確認したい。

小松理事 その個人がわかっていると思うが、その議員に対してはそのことを伝えたのか。

議会事務局長 こちらからそのようなことはやめてほしい旨は、話した。

富本理事 では、そういう形で改めて確認をするので、よろしくお願いします。

それから議長のほうから、事務局とも相談しながら、理事者側にも、謝罪ということでもないが、今後もそういう形のいい信頼関係でやっていきたいのでということは事情を説明していただき、今後の資料請求に支障がないように対応していただくようよろしくお願いします。

それは非交渉会派のほうにも、改めて事務局から、こういうことがあったので注意いただきたいということで、徹底をお願いします。

#### 《アメリカ合衆国による新型核実験への対応について》

富本理事 続いて、アメリカ合衆国による新型核実験があった件について、事務局から説明願う。

議会事務局長 それではお手元に、新聞資料で、核実験を伴わない新型実験を実施という、この資料をお配りしたが、これは昨年10月から12月の間に2回の新型核実験が実施されたというもの。

新型核実験とは、Zマシンという装置により、強力なエックス線を使って核兵器が爆発したときに近い状態をつくり出して、プルトニウムの反応を調べる実験。この新型の核実験は今回で8回目、これまでこの実験に対する要請書、決議を提出しているが、直近では新型核実験に対する決議、23年6月、24年9月、新型核実験に対する要請書、24年1月に出している。今回、会期中ということもあり、どう取り扱うか、ご議論いただきたい。

富本理事 今説明があったとおり、またアメリカが核実験を実施した。この件は現在会期中なので、申し合わせに基づくと決議ということになるが、そういう形ではよろしいか、決議を上げるということで。 それではそのような形で決議を出すので、一応案文のほうは用意をしたので、ここで配付をする。

案文を朗読する。

アメリカ合衆国の新型核実験の強行に抗議し、すべての核実験の停止を求める決議  
(案)

この度、アメリカ合衆国がニューメキシコ州サンディア国立研究所において、昨年10月から12月の間に2度にわたり、核爆発を伴わない新型の核実験を実施したとの報道に接した。

杉並区議会は、この新型核実験に対し、再三にわたり即時停止を求めてきたにもかかわらず、再び同様の核実験が行われたことは、極めて遺憾である。

日本は、世界で唯一の原爆による被爆国である。中でも、当区は、日本の原水爆禁止署名運動発祥の地として、世界の恒久平和と核兵器の廃絶を願い、杉並区平和都市宣言を議決している自治体である。

こうした立場から、杉並区議会はこれまであらゆる核実験に抗議してきた。

核兵器の存在しない平和な世界は、杉並区民のみならず、人類共通の願いであり、一日も早い実現が望まれている。

杉並区議会は、アメリカ合衆国の度重なる核実験に強く抗議し、改めて、今後一切の核実験を停止することを、強く求めるものである。

以上、決議する。

それで日付、杉並区議会ということになるが、内容的には、この内容でいかがか。よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、この内容で進める。また、提案者は、慣例として議会運営委員会委員全員で提出をしているが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、そのようにする。最終日の本会議に提出をする。

《子宮頸がんワクチンの接種事業の再考と副反応被害者に対する救済体制を整えることを求める意見書について》

富本理事 続いて、4件目。子宮頸がんワクチンの接種事業の再考と副反応被害者に対する救済体制を整えることを求める意見書について、昨日、ネット・みどりの会派から提案があったので、急遽きょうの理事会で、議題とした。

それでは、小松理事のほうから簡潔に説明をお願いします。

小松理事 早速議題に取り上げていただき、感謝する。

では、朗読する。

### 子宮頸がんワクチンの接種事業の再考と副反応被害者に対する救済体制を整えることを求める意見書

子宮頸がんワクチンは現在、全国1700以上の自治体で国の補助を受けた接種事業が行われ、閣議決定によって今後は地方自治体による法定接種に進めることとなった。

しかし、この「子宮頸がんワクチン」と呼ばれている「サーバリックス」「ガーダシル」を接種した後、副反応事例が全国で多数発生している。その数は製薬会社の市販直後の最終報告にある「11万人中3例」の失神事故をはるかに超え5倍強も発生している。「四肢の運動能力低下」「歩行不能」などで未回復の例もあり、副反応の発生率はインフルエンザワクチンの10倍程度ともいわれている。

サーバリックスの説明によると効果の期間は確認されておらず、海外臨床試験の結果では、最長8.9年程度であると発表されている。12歳から17歳の女子中高生に接種しても確定された効果は21歳から26歳程度までであるが、そもそも厚生労働省の人口動態調査を見ても、26歳までに子宮頸がんで亡くなった方はほとんどいない。

また、厚生労働省の「全国の子宮頸がんで亡くなった方の10万人中何人か」の統計によると、1950年の19.7人から2009年の8.6人と半減しているのが現状である。

2010年12月16日の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第3回ワクチン評価に関する小委員会で「検診に関する留意点としてHPVワクチンを接種した集団において子宮頸がんが減少するという効果が期待されるものの実際に達成されたという証拠はない」とある。

厚生労働省によると、昨年末現在984人に副反応が起きているという。3月7日の区議会予算特別委員会において、杉並区で接種を受けた女子中学生が重い副反応を起こしている事実が明らかとなり、8日、区は被害者に補償する方針を打ち出した。このような対応は異例であり、被害者自らの拳証責任で立証しなくては補償が受けられない現状にあって、医者でも新発のワクチンと副反応の因果関係を立証することが困難であるため、被害者の救済は大変困難な状況である。また、接種を行った地方自治体が補償をしなければならぬ現状も、改善しなければならないと考える。

よって、杉並区議会は国に対し、以下の2点を求めるものである。

全国で予想以上の副反応者が発生している現状を重く受け止め、このワクチン接種

事業の是非を再考することを求める。

副反応被害者の立場によりそった速やかな補償、十分な情報提供ならびに相談事業の拡充を求める。

以上、地方自治体99条の規定により意見書を提出する。

このような内容である。

富本理事 ただいま、説明があった。

きのう話を受けて、きょう議題にした。ただ、きょうの議会でもいろいろ質疑があった。そういう中で、杉並区としては今後も続けるという答弁があったと思う。

国がどうこうという前に、自分の区がそのまま進める状況にあるのに、この意見書を国に上げるというのは、正直無責任というか、整合性がいかななものか、ということは、座長としては、それを率直に感じた。区政と区議会とは確かに違う組織であるということはあるが、少し順序が違うというようなことは率直に感じている。

この件については、議会でも質疑がいろいろあったので、皆さんも一定の意見をお持ちとは思いますが、私ども自民党としてはそういう思いも強く持っているところである。これについてはどうか。

渡辺理事 うち、きょう予算特別委員会の中ではっきりと意思表示をした。杉並区内で副反応が出た、その方については本当にお見舞い申し上げるとするのは話をしたとおり。ただ、ここに書いてあることだけではなく、我が会派から今回きちっとした数字も出し、先ほど富本理事の言ったとおり、区がしっかり進めていくという中で、待てという意見書は出すわけにはいかないと思う。

小川理事 これは前政権ことでもあり、きょうの質疑の答弁の中で、国民病と言われているがんが唯一予防ができるものということで、非常に重要な施策かと思っており、意見書は必要はないと思う。

原田理事 持ち帰りになると思うが、もう既に反対という会派がいるので、きょう結果が出てもしようがない。

富本理事 話を伺っていると、例えば は、打つことをそのまま継続しようという方と、いや、再考しようという方で全く意見が違うので、これは文章の折り合いがつくという問題でもないと思う。これについては先ほどのものと一緒で、全会一致ということにはならないと思うので、意見書は提出しないということになるが、小松理事、その点についていかがか。

小松理事 きょうの質疑、聞いていたが、唯一予防できるがんだという話はあったが、ワ

クチンが対応するのはウイルスの中の、全部ではない、7割である。3割のものには対応していないというところの議論がなかったと思うし、それからがんが増えているということと、現実にはワクチンの効き目があると想定される期間に死者は出ていないということは、このワクチンの効き目として、効いているという証拠はないということなので、そしてまた副反応を起こしているということの重大性などを考えると、杉並であのような事例があったことで全国的にかなりメディアが取り上げるようになってきているこのような状況にあって、杉並からこういう行動を起こすべきではないかと思ったので、このような提案をしている。

富本理事 小松理事の会派がそのように考えるのはそれぞれの会派の考えで、結構かと思う。そういう立場で活動されるのはそれをどうこう言うつもりはないが、これまでの議論で区議会として意見書を上げるということについては、少し賛同が得られないと思う。今、意見を伺ってきたが、こちらも全会一致とならないので、意見書は提出しない、提案しないということによろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、そのようにする。

#### 《会派控室の転倒防止用具の設置について》

富本理事 続いて、会派控室の転倒防止用具の設置について、事務局から説明を願う。

議会事務局長 それでは、説明をする。

書庫、ロッカー等の転倒防止の加工をする件については、以前から話をしているが、工事の日程が決まったので、お知らせする。

日程は、3月22日金曜日と27日水曜日、この2日間で実施予定。もし終わることがなければ、予備日として28日に予定している。どちらも作業時間は1時間から2時間くらいである。ご協力のほどお願いしたい。

富本理事 質問だが、工事といっても、どの程度のものを設置するのか。

庶務係長 少しはめるぐらいで、そんな大したことはやらない。

富本理事 それから、だれか立ち合いは必要か。

庶務係長 それは必要ない。

渡辺理事 上はきれいにしておくのか。

庶務係長 できるだけお願いしたい。

富本理事 棚とか書庫に物を置いている部分がある。それはどけたほうがいいのか。

庶務係長 業者が来て、必要な会派には話をしたので、あとは業者のほうで責任を持って

作業する。

富本理事 現状の皆さんの部分で一部少しだけ整理すれば、それでできる状況であるという  
うことでよいか。

庶務係長 少し直していただく会派はあるが。

富本理事 個別対応ということか。

庶務係長 はい。そういう個別対応の関係があるので、それはまた個別対応の話をするの  
で、きょうは日にちだけお知らせする。

富本理事 それから、会派の異動なんかがあった場合に、それをつけていると物は動かし  
づらくなるのか。

庶務係長 もちろん、前の理事会でもいろいろ話があったので、工事というよりも設置と  
考えていただければいい。

富本理事 では改めて、22日、27日で実施予定。時間的にはどうか。

庶務係長 午前中に行う。

富本理事 両日の午前中にやるということなので、これは非交渉会派も含めて伝えておく  
こと。それから、終わらなければ28日、予備日なので、事務局の説明でそれぞれの会派  
で対応していただきたいと思う。この件についてはよろしく願います。

本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

富本理事 なければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午後 5時36分 閉会)